

大田区公式PRキャラクター

はねぴょん

デザイン使用マニュアル



©大田区

大田区公式PRキャラクター

はねぴょん

大田区産業経済部産業振興課

商業・観光振興担当

令和6年8月

1 はじめに

大田区公式PRキャラクター **はねぴょん** デザイン(以下「キャラクターデザイン」という。)に関する著作権・商標権等は大田区に帰属します。個人利用を除き、必ず大田区に事前申請を行い、大田区の承認を受けて下さい。



©大田区

大田区公式PRキャラクター

はねぴょん

2 はねぴょんについて



©大田区

名前

はねぴょん

名前の由来

空の玄関口「羽田空港」の「はね」、そして桜の名所や銭湯などを「ぴょんぴょん」と駆け巡ることから

性別

時と場合による

住所

大田区蒲田5-13-14

使命

大田区公式PRキャラクターとして、「国際都市おおた」を日本中、世界中に広くPRすること

口癖

～ぴょん・はね～

3 申請手続きについて

申請に必要な書類が整っているか確認をして下さい。

- ①申請書
- ②利用する物品等の見本もしくは図案・写真等
※審査に必要ですので、必ず添付して下さい。

申請書は大田区HPよりダウンロードできます。

http://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/info/ota_70th/shiyou_hane-pyon.html



提出先
(事務局)

下記まで郵送または直接ご持参ください

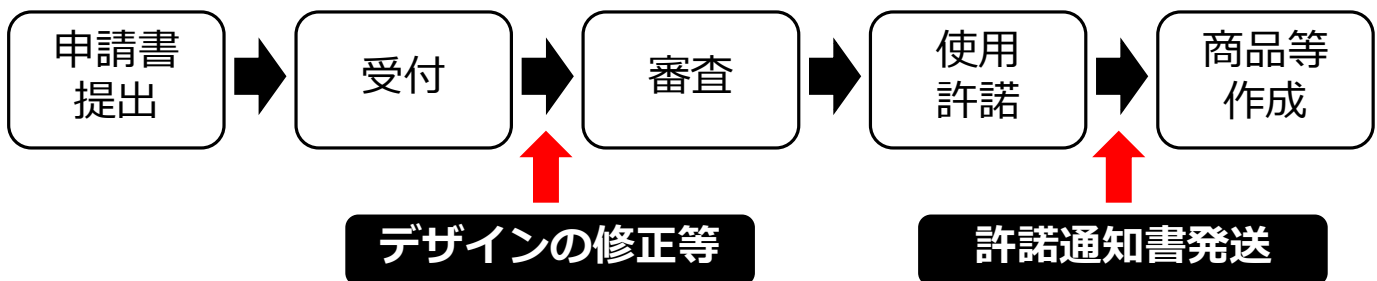
〒144-0035

東京都大田区南蒲田1-20-20

大田区産業経済部 産業振興課 商業・観光振興担当

(TEL 03-5744-1322)

4 審査手順について



受付完了後、審査から使用承認まで約1週間から10日間程度かかります。あらかじめご了承ください。

5 使用にあたって

- (1) キャラクターデザインの著作権は大田区に帰属します。
 - (2) キャラクターデザインを使用する場合は、必ず事前に申請を行い、大田区の許諾を受けてください。
 - (3) 使用できるキャラクターデザインは、「はねぴょんデザイン一覧」に記載されているデザインとします。
 - (4) 変形、一部の省略、色の変更（モノクロを除く。）は原則認められません。
 - (5) 使用者は、キャラクターデザインを使用した物品等（以下「物品等」という。）1つにつき、次に掲げるいずれかの表示方法により、キャラクター名等を表示してください。
別図使用例 1 に示す「大田区公式 P R キャラクター」
「**はねぴょん**」「©大田区」
別図使用例 2 に示す「Ota City official PR character」
「**Hanepyon**」「©Ota City」
 - (6) 前項の規定にかかわらず、使用者は、区長が適当と認めた場合は、物品等 1 つにつき、次に掲げるいずれかの表示方法により、キャラクター名等を表示することができるものとします。
別図使用例 3 に示す「大田区公式 P R キャラクター」
「**はねぴょん**」
別図使用例 4 に示す「Ota City official PR character」
「**Hanepyon**」
別図使用例 5 に「**はねぴょん**」「©大田区」
別図使用例 6 に示す「**Hanepyon**」「©Ota City」
別図使用例 7 に示す「©大田区」
別図使用例 8 に示す「©Ota City」
- なお、区長が認めた場合はこの限りではありません。

※ **はねぴょん** 及び **Hanepyon** の表示は原則、ロゴを使用し、それ以外の表示は原則、「メイリオ」を使用し、記載して下さい。

別記

使用例 1



©大田区

大田区公式PRキャラクター

はねぴょん

使用例 2



©Ota City

Ota City official PR character

Hanepyon

使用例 3



大田区公式PRキャラクター

はねぴょん

使用例 4



Ota City official PR character

Hanepyon

使用例5



使用例6



使用例7



使用例8



※上記は表示例です。文字の配置・サイズ等はこれらに限定しません。はねぴょんデザインの近くに表示できない場合は、その他の箇所（例：商品タグ、説明書等）に記載して下さい。

（7）商品等の原稿、原画、版下、校正刷り又はサンプル品等が完成したときは速やかにこれらを提出し、区の監修を受けるものとします。

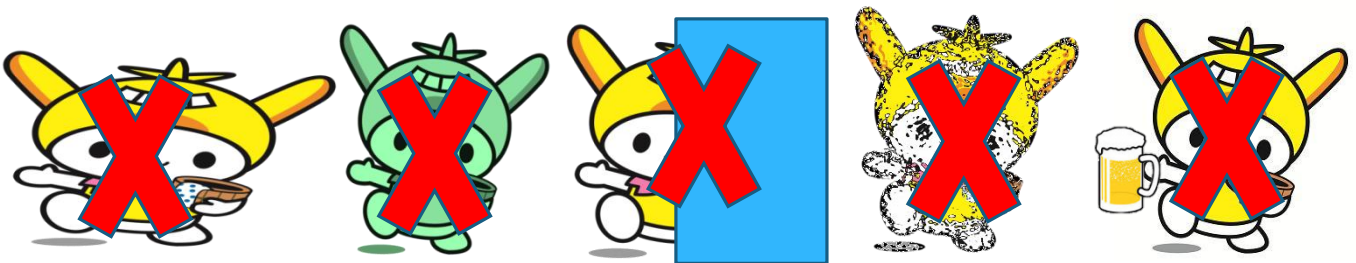
（8）立体物や映像物の制作を行う場合は、そのデザインにつき、事前に事務局の監修を必ず受けてください。

(9) 新デザインを制作したい場合は、事務局に事前にご相談ください。

(10) その他、使用にあたっては、大田区公式PRキャラクター「はねぴょん」デザイン使用取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び大田区公式PRキャラクター「はねぴょん」デザイン使用取扱要領（以下「取扱要領」という。）に従って下さい。

6 使用禁止例

- (1) たて、横比率が変わるなど変形しているもの
- (2) デザインの一部を省略しているもの
- (3) 近くに別の図形を置いて、特別の意味を持たせているもの
- (4) 指定色以外に色を変えているもの（白黒を除く）
- (5) 図に特殊な効果を施しているもの



7 使用時の注意事項

(1) はねぴょんが特定の企業・団体や商品等を応援するような使用はできません。また、吹き出しの表現をしようしたい場合は、事前に事務局へご相談ください。



はねぴょん推薦！
○○菓子



(2) 「はねぴょん」を商品名・会社名等には使用できません。

例. はねぴょん餃子、 はねぴょん饅頭、 はねぴょんジュース

(3) はねぴょんに衣服等を着用させる場合は、事務局との協議が必要となります

(4) 特定企業や団体のPRにつながるような衣服等を身につけることはできません。

(5) はねぴょんデザインは必ず元のデザインをそのまま利用して下さい。手の向きを変えたり、色の変更等などデザインに手を加えることはできません。

(6) 立体物を作成する場合は、自己解釈を行わず、必ず6面図をもとに製作して下さい。また、事務局に必ず事前報告をして下さい。

ルールを守って
使ってぴょん



8 色の指定

<キャラクターフルカラー>

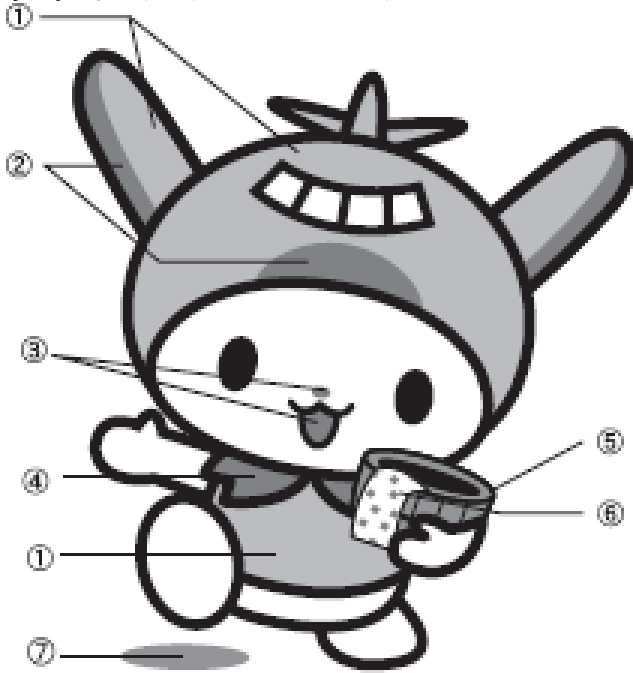


<ロゴフルカラー>



※指定された色が用意できない場合は、事務局と協議のうえ、なるべく近い色味のものを使用してください。
 ※印刷機の都合上、フルカラーのものがモノクロ印刷になるのは問題ありません。

<キャラクターモノクロ>



①	B30%
②	B60%
③	B60%
④	B60%
⑤	B50%
⑥	B60%
⑦	B50%

<ロゴモノクロ>

はねぴょん

■	B30%
■	B100%

Hanepyon

■	B30%
■	B100%

※単色使いの場合は、上記指定以外の色でも認める場合がございますので、事務局へご相談ください。

9 使用可能なデザイン

はねぴょんデザイン一覧のとおり

10 データ引き渡しについて

(1) データは以下の形式でお渡しすることが可能です。

- ① A I 形式
- ② J P G 形式
- ③ P D F 形式

※いずれもフルカラーバージョンのみ

(2) データの引き渡しはメールを基本としています。

※上記方法が不可能な場合は、事務局へご相談ください。

11 完成品について

完成した物品等は、現物を事務局（大田区産業振興課）へ郵送または直接ご持参下さい。広告物等の場合は印刷したものを提出して下さい。諸事情により提出が難しい場合は、ご相談ください

12 その他注意事項

以下の事項については、取扱要綱及び取扱要領でご確認ください。

- (1) データ管理
- (2) 著作権表示等
- (3) 権利関係

担 当：大田区産業経済部産業振興課
商業・観光振興担当

電 話：03-5744-1322

F A X：03-6424-8233